

和歌山県章募集一件 ③

制定委員会による決定

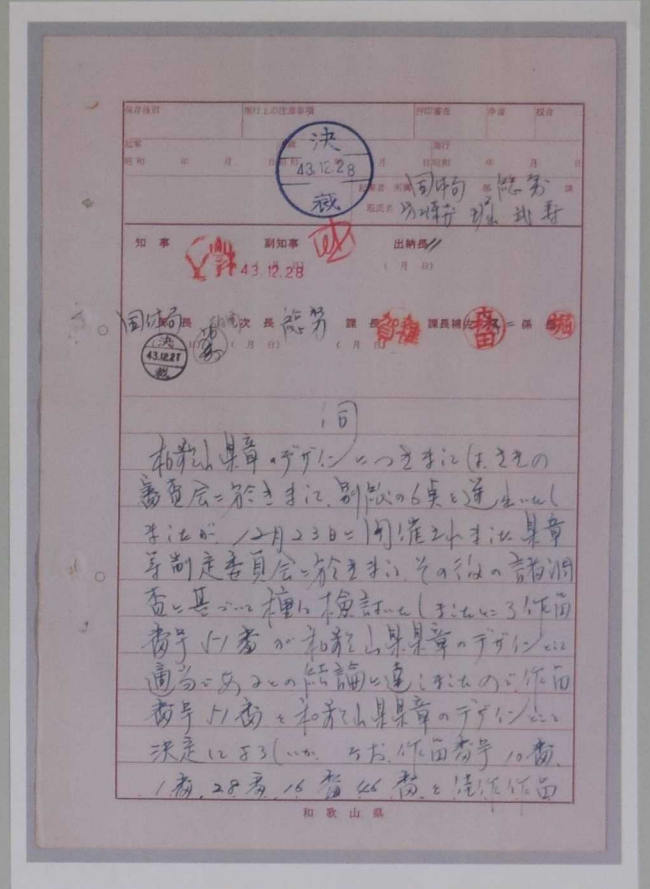
12月23日、第二次審査を通過した6点について、制定委員会による検討がおこなわれました。

制定委員会は、第二次審査後に特許庁へ調査を依頼し、意匠権・商標権の確認をしています。調査の結果、得票数1位の作品は類似デザイン数が多く「入選候補作から除外した方がよい」とされました。

最終決定にあたっては、各府県・市章も調査し、類似のデザインを回避するよう注意を払っていたことがうかがえます。

こうした検討を経て、制定委員会では審査委員会で決定した2位のデザイン(現在用いられているもの)が県章に相当であるとし知事の判断を仰ぐこととなりました。

そして、年の瀬も押し迫った昭和43年12月28日、当時の大橋正雄知事により決裁がなされました。



〔県章デザイン決定について伺い〕
知事決裁 昭和43年12月28日
大橋知事の印鑑が上下反転しています。

愛されて56年

デザインが決定し、翌昭和44年(1969)1月6日には、さっそく新春記者会見の席上で大橋知事から発表があり、さらに2月1日発行の『県民の友』第370号でも掲載されました。

正式に県章として制定されたのは、『県報』昭和44年4月26日号外、告示第310号によってです。

今年は、県章制定から56年を迎えます。これからも和歌山県のシンボルとして県章は愛されていくことでしょう。



「和歌山県報」告示第310号
昭和44年4月26日号外



「県民の友」第370号 昭和44年2月1日